

聖心女子大学の教員組織の編制方針

1. 「聖心女子大学の理念」を実現するために設置されている各教育研究組織の目標、規模特性等に応じ、大学設置基準、大学院設置基準、教職課程認定審査基準等、国の定める基準を遵守して、それぞれに必要な数の教員を配置する。
2. 大学・大学院の「三つの方針」、および学科・専攻の目標、「三つの方針」、卒業生像・修了生像に照らし合わせ、これらが効果的に達成できるように教員を配置する。
3. 専任教員は学科又は研究所に所属し、協力して学科運営に当たるとともに、学科を越えた共通カリキュラムの運営を担う。また、大学の委員会、組織等の職務も教員間で連携、分担する。
4. 学科・専攻のカリキュラム上、軸となる主要な科目は専任教員が担当することを原則とする。なお、大学院専任教員は置かないものとする。
5. 教員の採用、昇任については、学校教育法、大学設置基準および大学院設置基準に準拠して本学が定めた資格、業績、手続き等に関する規定に基づいて行い、適切性・透明性を確保する。ただし、募集に関しては担当責任学科が最適な方法を判断して行う。
6. 専任教員の採用にあたっては、「聖心女子大学の求める教員像」に合致し、人格、学識において優れた最適の人物が採用できるよう最善を尽くす。また、年齢層のバランスや男女の専任教員数の比率にも配慮する。
7. 専任教員の職位は教授、准教授、専任講師、助教とし、必要に応じて客員教員、特任教員を置く。
8. 教員の資質・能力を向上させ、教員組織を有効に機能させるため、大学は適宜 FD（ファカルティー・ディベロップメント）の機会を設ける。

附 則

平成 26 (2014) 年 12 月 9 日教授会了承

附 則

令和 4 (2022) 年 11 月 8 日教授会了承